別紙 6 Biz-agora AD 認証の規定

第1条(利用契約)

当社は、利用規約第 11 条(契約の成立)により契約者が申し込みした契約が Biz-agora AD 認証契約(以下、「本契約」といいます)の場合に、別紙 2-1(サービス種別表 Biz-agora AD 認証)に規定するサービス(以下、「本サービスメニュー」といいます)を提供します。

第2条(契約内容の変更)

契約者は、契約申込書の記載内容に変更が生じた場合には、直ちに、当社指定の申込書により、変更内容を届け出るものとします。

2 前項の届出があったときは、当社はその届出の内容が事実であることを証明する書類の提出を要求することがあります。その場合、契約者は速やかに当該書類を提出するものとします。

第3条(契約者が行う契約の解除)

契約者が、本契約を解除しようとするときは、解除の月の 1ヶ月前までに解除の旨及び解除するサービスなどを当社所定の書面にて当社に通知するものとします。解除の通知があった日から当該通知において解除の月とされた月までの期間が 1ヶ月未満であるときは、当該通知があった日から1ヶ月を経過する月の月末に契約が終了するものとします。

第4条(最低利用期間)

最低利用期間は、利用規約第 11 条(契約の成立)第 1 項に定める契約日から 3 ヶ月とします。契約者が利用契約を解除することによって、最低利用期間に満たない場合は、残りの期間に対応する本サービスメニューに係る料金の全額を違約金として、当社の指定する期日までに指定する方法により支払うものとします。

第5条(責任・保証)

契約者は、二次利用者へ本サービスメニューの利用に関する ID とパスワードを発行する際は、契約者の責任において行うものとします。

2 契約者及び二次利用者は、本サービスメニューのサービス仕様書に記載されている以外の操作を行ってはならないものとします。サービス仕様書に記載されている以外の操作を行ったことによる契約者及び二次利用者の本サービスメニュー利用に関する各種データの消失、漏洩については、当社は一切の責任を負わないものとします。

第6条(データ等の滅失)

本サービスメニューにおける契約者のデータが、当社の責によらない滅失、毀損、漏洩、その他本来の利用目的以外に使用されたとしても、その結果発生する直接あるいは間接の損害について、当社は責任を負わないものとします。

第7条(料金等)

本サービスメニューの料金は、別紙 6-2(料金表 Biz-agora AD 認証)のとおりとします。

第8条(料金等の支払義務)

契約者は、前条の料金を支払う義務を負います。

2 利用規約第22条(提供停止)の規定に基づき本サービスメニューの提供が停止された場合であっても本サービスメニューの料金の算出については、当該サービスの提供があったものとして取り扱います。

第9条(料金等の計算方法)

本サービスメニューの料金については、毎月、暦月に従って計算する料金の額とします。但し、利用開始日を含む暦月の月額 料金は無料とします。

付則

本規定は、平成24年4月23日から実施します。